

高齢の方や障害のある方を災害から守りましょう！

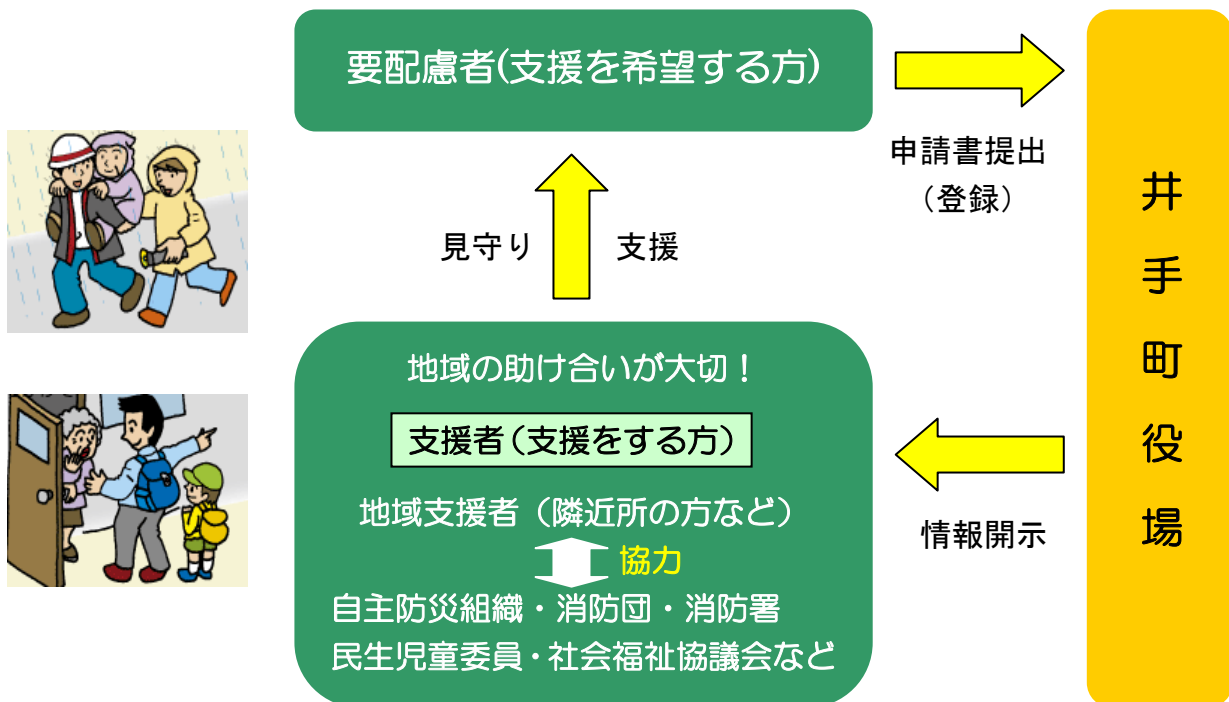
— 災害時要配慮者避難支援制度のお知らせ —

井手町では、「災害が発生したときや、災害のおそれがあるとき、支援が必要な高齢の方や障害のある方に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが、地域の中で、速やかに安全に行われる仕組み」を取り組んでいきます。

そのため、まず地域における災害時の支援を希望される方からの申請の受付を始めます。



《制度の概要》



◆対象となる方…

災害時に家族などの支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援を受けられない方で、自分の住所や名前、本人の状況など個人情報を自主防災組織・民生児童委員・消防団などへ提供することに同意される以下の方を対象とします。

(施設・病院などに長期入所・入院されている方は対象になりません。)

- ① 65歳以上の高齢者(ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する方)
- ② 介護が必要な方(要介護3・4・5)
- ③ 障害をお持ちの方(身体障害手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級)
- ④ その他、災害時に自力で避難することが困難な方

◆申請の手続き…

(1) 申請の方法

申請を希望される方は、申請書を役場に提出してください。

申請窓口は次のとおりです。

総務課、高齢福祉課、住民福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会

※郵送による申請もできます。その場合は、総務課（問い合わせ先）へ申請書を送付してください。

申請書は上記窓口から入手できます。また、井手町ホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 代理申請

原則として、本人による申請としますが、本人が申請できない場合は、配偶者・扶養義務者・保護者などによる代理申請ができます。

◆地域への情報の提供…

申請いただいた情報に基づいて、町で名簿を作成し、**地域で支援にあたる方々（自主防災組織・民生児童委員・消防団など）に提供**します。

地域ではあらかじめ「支援が必要な方をどのように避難させるのか」を話し合っておくなど、地域における避難支援に役立てていただくこととなります。

このため、**申請にあたっては、地域へ情報提供することに同意すること**が必要です。

◆おねがい…

この制度は、あくまでも普段から地域の助け合い（共助）によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。

申請したからといって、災害の状況によっては、必ず支援を受けられるものとは限りません。また、支援する方が責任を負うものでもありません。

支援を希望されている方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、普段から積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるよう心がけましょう！

【問い合わせ先】

〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67

井手町役場総務課

TEL (0774) 82-6161 FAX (0774) 82-5055